

工事成績評定結果の閲覧に関する要領

平成17年4月1日

平成18年1月1日（改正）

平成27年7月6日（改正）

平成28年4月1日（改正）

平成31年4月1日（一部改正）

令和6年4月1日（一部改正）

この要領は、鈴鹿市工事検査要綱（平成2年鈴鹿市訓第12号。以下「要綱」という。）第12条第3項の規定に基づく工事成績評定結果（以下「評定結果」という。）の閲覧について、必要な事項を定める。

- 1 要綱の規定による評定結果の閲覧は、技術監理契約課が速やかに一般の閲覧に供するものとする。
- 2 閲覧は、技術監理契約課において工事成績評定結果一覧表（工事名、受注者、評点及び判定）を閲覧に供することによりこれを行う。
- 3 閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、備付の閲覧申込書に住所、氏名等必要な事項を記入して閲覧するものとする。
- 4 閲覧を行う期間は、工事成績評定を行った年度から、その翌年度末までとする。
- 5 閲覧を行う日は、鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項各号に掲げる日を除く日とする。
- 6 閲覧を行う時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 7 閲覧者は、閲覧の資料を所定の場所で閲覧し、持出しすることはできない。
- 8 閲覧者は、閲覧の資料を汚損し又は毀損してはならない。
- 9 閲覧の資料の複写等の便宜供与は行わない。
- 10 第2項から前項までの規定にかかわらず、技術監理契約課長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、閲覧を中止し又は終了することができる。
 - （1） 閲覧の資料を汚損若しくは毀損したとき又はこれらのおそれがあるとき。
 - （2） この要領又は技術監理契約課職員の指示に従わないとき。
 - （3） その他、技術監理契約課長が必要と認めるとき。
- 11 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降に契約し完成検査を実施する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令達の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。